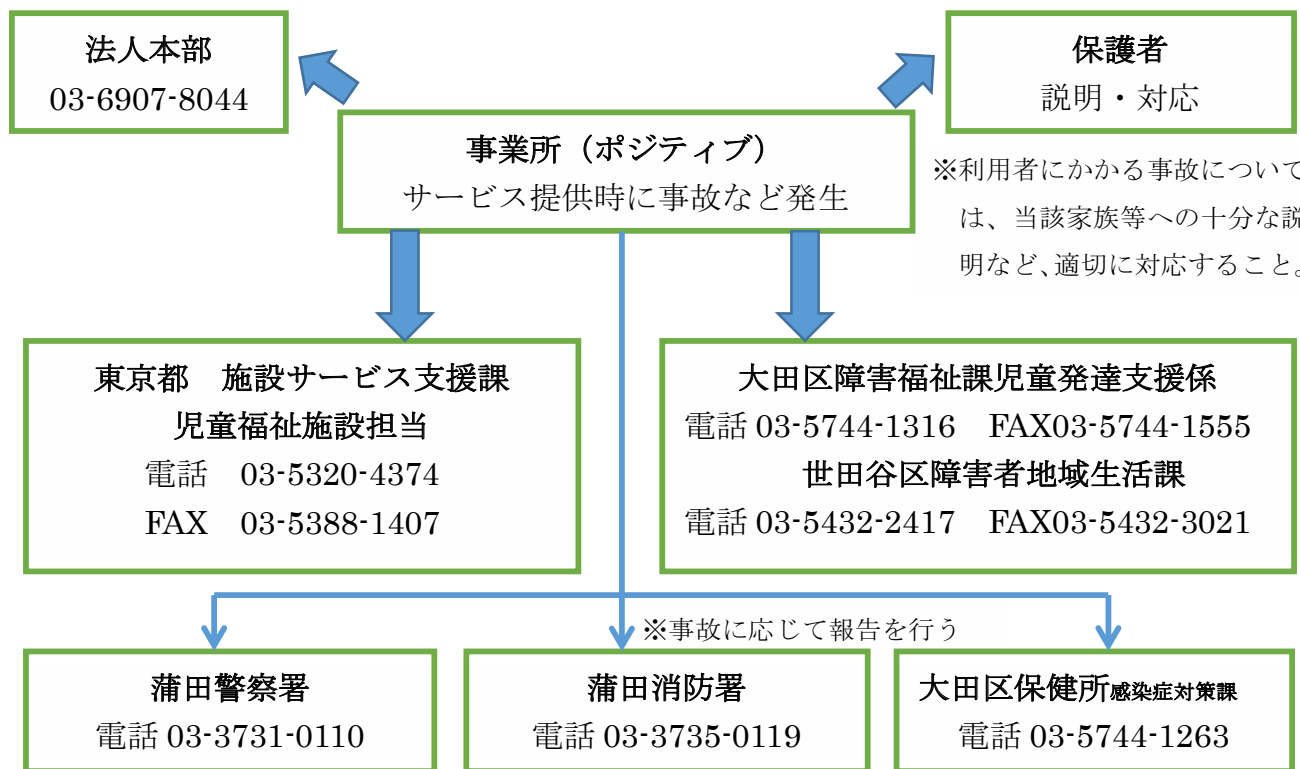


放課後等デイサービス事業所における事故など発生時の報告フロー



【報告を求める事故など】

- ① 死亡事故（誤嚥によるもの等）
- ② 重症事故（転倒・骨折事故等）
- ③ 無断外出（警察・消防等の他の機関が関わったもの、数日に渡るもの等）
- ④ 感染症・食中毒の発生又はそれが疑われる状況
- ⑤ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等）
- ⑥ 保護者や関係者とのトラブル発生が予測されるもの
- ⑦ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の事故、個人情報の流出等）
- ⑧ その他特に報告の必要があると事業所長が判断したもの

【報告方法】

- ① 事故等の発生後、必要な情報を入れ、速やかに電話にて第一報として概要報告を行う。
- ② 「別紙1」にてFAXを送信する。
（自治体窓口と連絡が取れない場合は、FAXのみ送信し、翌日早めに連絡するなどの対応を行うこと）
- ③ 時間経過に伴い状況が変化する場合は、電話又はFAXにて追加報告を行う。
- ④ 事故等に応じて、警察署・消防署・保健所への報告を行う。
- ⑤ 事故等の処理が終息した場合は、場合に応じて、損害賠償等の対応状況、再発防止策などを含む報告を行うものとする。

【障害者虐待（疑いを含む）への対応】

障害者虐待防止法に基づき東京都と自治体（実施機関）への通報義務があります。必ず自治体に通報した上で、連携して対応を進め、事実確認調査に協力すること。